

令和2年（ネ）第3049号 境川金森調節池建設差止請求控訴事件

控訴人 高橋靖昌ほか

被控訴人 東京都

証 拠 説 明 書

(甲95)

令和3年7月28日

東京高等裁判所第8民事部E係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 海 渡 双 葉

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
95	鑑定意見書(2)	原本 令和3年 6月30日	早稲田 大学大 学院法 務研究 科教授 岡田正 則	市街化区域内の調節池設置と都市計画・流域水害対策計画との関係等。 東京都が、本件調節池の建設に関して、都市計画法に基づく都市計画決定を欠いた状態で設置工事を行っていることは違法であること。 境川について東京都が「流域水害対策計画」を策定することなく本件調節池の建設を開始したことは、特定都市河川浸水被害対策法に反して違法であること。 本件調節池の建設と上流の河床掘削が密接不可分の計画であることは、本件調節池に関する行政目的、都議会での答弁、東京都の準備書面での主張等からして明らかであり、上流の河床掘削のみを取り上げて地域住民が争うのは困難であるから、これらを分断して判断した原判決は、原告らに対して不可能な救済手段を強いる点で不適切であり、取消しを免れないこと。	